

令和5年度

九州農政局農業農村整備事業等事後評価技術検討会

補助事業〔第2回〕議事録

九州農政局

令和6年2月20日（火）

於：記者会見室（熊本地方合同庁舎A棟1階）

令和5年度九州農政局農業農村整備事業等事後評価技術検討会〔補助事業〕（第2回）

議 事 録

1. 日 時：令和6年2月20日（火） 13：20～14：20
2. 場 所：記者会見室（熊本地方合同庁舎A棟1階）

【 開 会 】

○土地改良管理課長

お疲れさまです。皆様お集まりですので、少々定刻より早いですが、ただいまから令和5年度の第2回目、九州農政局農業農村整備事業等事後評価技術検討会補助事業を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、前回、第1回目の会議に引き続きまして本日の司会進行をさせていただきます、土地改良管理課長の再開でございます。よろしく願いいたします。それでは、私のほうで、靱井委員長に議事をお渡しするまでの間は進行役をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、着座にて御説明いたします。

前回と同じく、今回の技術検討会の開催に当たりましては、2月16日にプレスリリースを行っております。その結果、報道機関などからの取材、あるいは傍聴の希望はありませんでしたので、その旨を御報告させていただきます。

また、前回と同じく、議事録作成のため、音声録音をさせていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、九州農政局補助事業評価委員会を代表いたしまして、農村振興部の松本地方参事官より御挨拶を申し上げます。

【 挨 拶 】

○地方参事官

どうも松本でございます。よろしく願いいたします。

では、御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、前回、1月24日の技術検討会で御審議いただきました八斗木地区の事後評価地区別結果書につきまして、委員の皆様からいただいた御質問についての回答と御意見を反映させた結果書の修正案の御説明をさせていただきます。また、第三者の意見につきましても、本日取りまとめをお願いすることになっておりますので、委員の皆様にはよろしく御審議のほどお願いいたします。

簡単ではございますが、開催に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願い

たします。

○土地改良管理課長

それでは、ここで、議事に入ります前に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。お手元にございますけれども、ダブルクリップを外していただきまして、まず配付資料一覧、そして出席者名簿、配席図、議事次第、続いて資料1-1、資料1-2、資料2-1、それとゼムクリップ留めになっておりますが、資料2-2、資料3、そして最後に参考ということで、以上10点の資料を配付しております。資料の不足等ございませんでしょうか。

それと、本日の出席者につきましては、委員の皆様、それと農政局側につきましても、前回、第1回の技術検討会と同じということですので、出席者名簿によりまして御紹介に代えさせていただきます。

それでは、ここからの議事進行につきましては、靱井委員長のほうにお渡しいたします。よろしくをお願いします。

【議事】

(1) 令和5年度農業農村整備事業等補助事業事後評価結果について

○靱井委員長

それでは、技術検討会の議題に入りたいと思いますので、委員の皆様、御審議のほどよろしくお願いいいたします。

なお、技術検討会の議事の公開については、前回の技術検討会で、議事録には発言者を記名し公表することで御了解いただいておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○靱井委員長

ありがとうございます。

それでは、議題1の「令和5年度農業農村整備事業等補助事業事後評価結果について」に入ります。

前回の技術検討会において、委員の皆様から質問、御意見をいただいておりますので、回答を含めて、八斗木地区の事後評価結果書修正案の説明を事務局のほうからお願いいたします。

○事務局（土地改良管理課企画官）

事務局、土地改良管理課の山中でございます。

私のほうから、資料1-1、それから資料2-1について御説明させていただきます。

資料1-1につきましては、前回の第1回技術検討会で委員の皆様からいただきました御意見、御質問、これに対する回答を整理してございます。それから、資料2-1については、資料1-1の回答等を使いまして、前回の第1回技術検討会でお示しました地区別結果書との変更対比表となっております。こちらも併せて御説明させていただきます。

まず、資料1-1の1ページ目でございます。

質問事項の一つ目としまして、八斗木白ネギの生産における課題と将来展望についてということ、八斗木白ネギにおける生産目標30ヘクタールに至っていないということと、出荷段階における共同作業、そして、土地に対する生産性という連作障害的な事柄について発生していないかといった御意見でございました。

それに対して確認しました回答でございます。

まず一つ目として、八斗木白葱生産部会において、現在作付けが行われている面積を確認しましたところ、直近の面積としまして、地区内は25ヘクタール、地区外が12ヘクタール、合わせて37ヘクタールの生産が行われています。部会員につきましては、19名全体でございまして、地区内が17名、地区外に2名ございます。地区内の方々も地区外への作付け拡大をしております、地区外は12ヘクタールあったということでございます。

地区内におきましては、ネギ周年栽培における連作障害というものは、現在、発生はしてございません。ただ、この基盤整備を契機としまして、また施設ハウスの活用も併せまして、連作をしていくに当たって連作障害の発生が懸念されるということで、あわせて、地力低下の対応も含めた、ネギの収穫後にニンジン、また緑肥栽培といったものが現在行われており、これをもって輪作、またそのローテーションといった観点の中で、現在のネギの生産面積、地区内における生産面積については、25ヘクタール程度でそのまま来ている状況でございます。

輪作に用いましたニンジンについてなんですけれども、これについては、隣接します島原市の有明町、こちらが主体的なニンジンの産地でございまして、こちらの選果場が老朽化していたということで、更新に当たりまして、ニンジンの作付け拡大といったことが施設更新上における要件となっております。そういうことから、お隣の国見町へも産地の拡大を推進した。これがちょうど平成25年ほどで、うまくタイミングが合ったということもございまして、本地区の基盤整備と、また、畑地かんがい用水が導入されるというタイミングを踏まえまして、本地区においても作付けが拡大しているという状況でございます。また、ニンジンとネギということにつきましては、ネギの連作における輪作作物として適しているということもございましたので、併せて拡大につながっているという状況でございます。

また、個別農家が現在行っております出荷作業につきましてですけれども、これについては、現在、八斗木白葱生産部会がっております集荷場、こちらは非常にスペースが狭くて、出荷調整を行う作業は手狭になっていると。こういったことから、現在、個人個人における出荷作業が行われているという状況でございます。この出荷に係る作業について新たに導入をするとした場合につい

ては、JA等におきまして出荷施設の拡充ですとか、あと別の場所に移転、新設すると。そういった対応になってくるということでございまして、ここには記載してございませんが、過去にこの八斗木白葱生産部会のほうで、ネギの先進地に視察に行かれておりまして、そこでは共同出荷・出荷作業に関しても共同施設を造って、JAさんが管理されているところを視察してきたそうです。ただ、お聞きしますと非常に手数料がかさむということで、場合によっては赤字化することもあり得るというふうなお話もお聞きしてきたということもございまして、この白葱生産部会においては、出荷作業については個人で対応をするという方針を取っております。

このことに関して、回答の結果につきましては、技術資料2-1の3ページのとおり、ネギの生産目標に対する課題等につきまして追記してございます。

次に2点目でございます。

資料1-1の2ページでございます。

大根、ブロッコリーが現況単収より減少した要因についてということでございます。

これにつきまして確認しましたところ、ブロッコリーにつきましては、長崎県産のブロッコリー、基本的に通常作付しますと、収穫期は1月から3月の収穫期となります。しかしながら、近年の全国のプロッコリーにおける出荷状況といったもの、マーケティングのほうを確認させていただきますと、全国都道府県ごとに出荷時期が異なりまして、全国的に3月下旬から6月頃までは、ブロッコリーの出荷は数量がかなり落ちると。その後、6月下旬頃から、北海道から東北といった寒冷地のブロッコリーの出荷が上がってくるということで、4月から6月においては出荷量が低下し単価が上昇するということがありまして、この島原地域におけるブロッコリーについては、4月から6月の出荷という形で、今現在、後ろ倒し的な生産が行われている。そうしますと、春先におけます気象不安定な状況において、ブロッコリーの単収は、近年、若干下回っているような状況になっております。

次に、大根については、長崎県においては、県下広く作付けされております。しかしながら、県の平均単収と雲仙市の平均単収を見比べますと、雲仙市の平均単収が県平均より1.3倍と非常に多く、大きな単収になっております。これについて確認しましたところ、島原半島では、主に大根は漬物、また煮干し大根といった加工用の大根としての用途が広く作付されているということでございまして、大根は大きめに作られているというような状況でございます。しかしながら、近年、漬物の消費、また、煮干し大根を含めた消費といったものが低下し、かつ、中国産の輸入大根といった影響もございまして、加工用の大根の単価がかなり下がってきているという状況でございます。こうしたこともあって、消費、加工できない大根については、圃場内での廃棄といったものが増加しております。また、青果用への転換といったものもございまして、青果用につきましては、市場の求めるサイズ、こういったものへの規格化によりまして、現在では8,600から9,000キログラムといった単収で推移している状況でございます。

確認した結果、ブロッコリーにつきましては、春先における気象の不安定化という影響があった。

一方で、大根については、気象影響ではなく、市場の求めるサイズへの変更といったのが大きな要因となってございましたので、こちらについても、資料2-1の6ページに、農業生産性の向上のところで追記してございます。

続きまして、3点目でございます。

資料1-1の3ページ、八斗木白ネギの環境保全型農業の取組についてということで、環境保全型農業の取組の内容についてもっと詳しくといったことについて確認しております。

本地区の八斗木白ネギについてですけれども、雲仙ブランドに認定されてございます。この雲仙ブランドの認定というものは、生産者、もしくは加工者といった、要は生産者側から、そういった取組したものについて市へ認定の申込みをして、市側が認定をするといった取組になっています。この認定に当たってですが、五つの認定の基準がございまして、その五つの認定基準の一つ以上を満たす必要があり、農畜水産物については栽培履歴等の開示ができることが要件となっています。

八斗木白ネギにつきましては、この認定基準のうち、生産・製造等において環境に配慮した取組、また、自然が本来持っている機能を活用した生産方法を取り入れているということ、もう1点が、農林水産物などが、他の地域で生産されている類似の商品とは生産・特徴の面において差があり、市場などから品質面において優れていると認められているという基準に該当するという事で認定を受けてございます。

内容としては、部会員全員が長崎県エコファーマーの認定を受けて、環境保全型農業、いわゆる堆肥等による土づくりですとか、減化学肥料、減農薬に取り組み、かつ、栽培履歴が開示できるように、薬剤使用の履歴記録、それから残留農薬検査といったことを行って、それらの相互チェックに取り組んでいるという状況でございます。

他の地域との類似商品との差というものについては、八斗木白ネギは太くて長く、甘いのが特徴であって、他の産地のネギと比べて日持ちがよく、変色が少ないといった市場評価があるということでもございました。

また、併せて、環境保全型農業に取り組んでいます有機堆肥等についてはどのようなものがございましてかということで、確認しましたところ、有機肥料としては島原半島内の畜産肥料。畜産肥料はかなり数量がございまして、島原半島内でも全部消費できない。消費できない分は島原半島外のほうへ販売しているといった状況でございます。また、土と混合して肥料成分を薄め発酵したぼかし堆肥といったものも使われていると。また、先般、第1回でも御説明しましたヒマワリ等の緑肥、こういったものも使用されているといった状況でございます。

こちらについては、資料2-1の8ページ、環境保全型農業の取組というところで大きく修文をさせていただいております。

次に、4点目でございます。

資料1-1、4ページでございます。

後継者の育成についてということで、こちらでは地域において小学生が増えた点は喜ばしいこと。

しかしながら、将来、後継ぎになるまではまだしばらく時間がかかるということで、地域のいろいろPRですとか、そういった活動等が図られて、後継者につながっていけばというご意見でございました。

そして、八斗木白ネギについて、そういったPRの機会ですとか、取組がなされているかということを確認させていただきました。八斗木白ネギについて、食育ですとか学校給食等へ提供する機会、これにつきましては、現在のところ、八斗木白ネギを活用した機会には恵まれていないということでした。お聞きしましたところ、食育関係では芋掘体験とかは行われているということでもございましたけれども、八斗木白ネギを題材とした機会には取り組まれてないという状況でもございました。そういった機会があればという御意見もいただきましたけれども、そういった状況でもございました。

一方、八斗木白ネギを活用したPR活動については、現在、雲仙市が年1回行っております雲仙市産業まつりがございました。これについては、毎年12月の第1日曜日に雲仙市内の生産者ですとか生産団体が農林水産物についてPR活動を行う産業まつりでございます。こちらのほうに八斗木白葱生産部会として参加し、ネギの青果物販売と生産部会の女性部が研究して作成されたレシピの中から、ネギの天ぷら（かき揚げ）といったものを試食として提供されたということでもございました。直近、昨年度ですと、ネギの青果物は80ケースを準備し完売したということでもございました。また、生産部会の女性部のほうでいろいろレシピ等をお持ちでありますけれども、今のところ、こういった活動以外のところでは提供できる機会には恵まれていないということでもございました。

その他お祭りのなものとしましては、神代鍋島まつり。国見町の海岸部のほうにございます鍋島といった旧お城の跡地がございまして、それを周辺としたイベントでございます。11月中旬から2月頃まで長期にわたりまして、毎週土日に各種イベントが行われてございます。その中では、楽市楽座として地元農産物・特産物の販売が行われており、ネギも含めて農産物を出品し販売がなされておったところでございます。

PR活動に関しましては、八斗木白葱、もしくは集落単位として参加する機会、イベントみたいなものは、他になかなかなかったところでもございますけれども、将来的に雲仙市内でそういった活動が行われる際には、参画していくという考えをお持ちであるということでもございました。こちらのほうにつきましては、情報としてお伝えさせていただきます。

次に、5点目でございます。

資料1-1の5ページでございます。

認定農業者の内訳についてということで、認定農業者、担い手への集積に関することとして、事業実施前の現況、それから計画において、担い手が17名であると。事後においても17名であることについて、内訳はどうなっているかといったことでございます。

確認しましたところ、事業実施前におきましては、この地域における農業者は27名いらっしゃいました。事業計画時において、そのうち17名の方が担い手として認定農業者の認定を受けてい

る。この地区におきましては、残り 10 名の方については、将来的に離農をしていかれる、もしくは、農業から縮小していかれる形の中で、この 17 名の担い手の方に農地を集積していくといった計画として設定がなされてございます。

現在、その 17 名に担い手の農地集積等が図られたわけですが、この 17 名のうちの 3 名の方につきましては、高齢につき引退をされまして、後継者の方に代替わりしています。残り 14 名の方がいらっしゃいますが、こちらにおいても、半数の方におかれましては、後継者の方が親元就農をしたと。将来の後継者として、現在、継承すべく営農に取り組まれているといった状況でございます。また、残る 7 名の方におかれましては現在地元にはいらっしゃらなかったりとか、まだまだ若いお子さんだったりとか、こういった状況で、潜在的には、後継者、候補者が存在してはいらっしゃるという結果でございました。

こちらの結果につきましては、資料 2-1 の 7 ページ、それから 8 ページにかけてですが、まず、7 ページのほうの担い手の体質強化のところへ、17 名のその後継者の関係につきまして記載してございます。それから、8 ページのほうの「農村協働力と美しい農村の再生・創造」の最後のところに、潜在的な後継者の関係でお聞きしたところ、本年度高卒で新規就農される方も 1 名いらっしゃるようでしたので、そのことを追加記載させていただいております。

それから、次、6 点目でございます。

資料 1-1、6 ページ、作物のブランド化についてでございます。

本地区結果書の取りまとめのところに記載しておりましたブランド化の対象物、本地区のブランド化の方向性について確認させていただきました。

回答でございます。

本地区におけます農産物のブランドについては、八斗木白ネギのみでございます。ネギ以外のニンジンですとか、またブロッコリーにつきまして、ネギの連作における輪作作物として、ネギの生産に補助するような、収益補助するような形で、ニンジン、ブロッコリー等は作付け拡大を図っているといったところでございます。特にニンジンにつきましては、先般の回答でも触れましたけれども、島原市の有明町のほうで、また、ブロッコリーについては雲仙市の吾妻町のほうで産地が形成されています。市のほうでの生産活動においては、将来的にブランド化のほうも目指していかれる可能性はございますが、この八斗木地区においてブランド化を目指すという形ではないということでした。

この部分につきましては、資料 2-1 の 9 ページ、最後の事後評価結果のところに記載しておりました「多様な畑作物を対象としたブランド化」という表現を「多様な畑作物の生産」という形に訂正させていただきたいと思っております。

次に、7 点目でございます。

資料 1-1 の 7 ページでございます。

「石積み棚畑の景観の活用について」ということで、本地区の石積み棚畑の景観について、何が

しか地域振興等に活用できないか、つなげることができないかといった御意見がございました。

こちらについて、地域なり県内の取組状況を確認させていただいたところでございます。

全般的には、全国において棚田につきましては、日本の独特な景観美としての原風景と言われており、その中で、日本の棚田百選といった取組がございます。長崎県内においても6か所の棚田の認定地がございます。

一方で、長崎県におきましては、この棚田のほかに、段々畑についても長崎県特有の景観ということで、長崎県独自の取組として、長崎県段々畑十選といった取組がございます。現在、県内には12か所の認定地がございます、この雲仙市のある島原半島におきましては、3か所の認定地がございます。

この八斗木地区については、認定には至ってないところではございますけれども、同じ島原半島内、かつ、雲仙市内においても2か所ございまして、近隣にこうした取組、参考になる取組がございますことから、八斗木地区においても、将来的にこういった特徴を捉えた景観を地域振興に活用していくような方向で取り組んでいかれることが期待されるところでございます。

こちらにつきましては、現在の取組の情報としてお伝えさせていただいたところでございます。

併せまして、今回、各委員の皆様からの御質問、御意見以外に、農林水産省内、また局内において訂正を図りたい箇所等がございましたので、これについても今から御紹介させていただきます。

資料2-1の1ページでございます。1ページの下に、長崎県の人口の減少人数につきまして人数の欠落、記載の欠落がございましたので、これを訂正してございます。

それから、5ページになります。5ページの(2)の営農経費の節減の説明文でございます。評価結果書の説明文につきまして、文章の表現が「図られており」という表現が繰り返し用いられていることで少々読みづらい文章となつてございましたので、すっきりとした形に修文をさせていただいております。

それから、資料の9ページ、最後のページになりますが、自然環境でございます。こちらのほうについても、「石積み」といった文章表現につきまして修文を行わせていただいております。

また、その下の6、今後の課題等につきましては、前回、第1回技術検討会で御意見いただきました圃場の大区画化、もしくは大型機械といった表現について、本地区、八斗木地区に適応する表現に修正させていただいております。

他の修文箇所につきましては以上でございます。

引き続き、水質関係等につきましては、水利整備課のほうから御説明をお願いいたします。

○水利整備課長補佐

それではですね、資料1-2のほうを御説明させていただきます。

私、水利整備課の諸岡です。よろしく申し上げます。

まず、資料1-2の1ページ目、硝酸性窒素の水質データの一覧でございます。2ページ目がそ

のデータをグラフ化したものでございます。3ページ目にA3判の図面をつけております。黄色のハッチングしている部分が八斗木地区の受益地でございます、ちょっと見にくいのですが、この黄色の右下の青い丸の箇所が平成19年に圃場整備調査井戸ということで観測をしております。前回のときも御説明しましたが、事業実施前の平成19年に水質調査を行って、農業に影響がないことを確認しております。その値といたしましては、1ページに戻っていただきまして、表の一番右端、平成19年度のデータが0.2で、水質基準が10以下となっておりますので、基準値内ということを確認しております。その後の観測につきましては、既存の雲仙市の水道水質検査データを活用しながら水質の変化を注視している状況でございます。

図面のほうに戻っていただきまして、黄色のハッチングの近くに赤丸が二つあるかと思えます。観測地点といたしまして、山ノ上第1水源と山ノ上第2水源、この二つがありますが、2ページを御覧ください。グラフ化した数値がございます。先ほどの山ノ上第1水源が茶色の線でございます。山ノ上第2水源が緑のグラフでございます。いずれの水源地点におきましても、水質基準値以下であることを確認しております。

今後の観測につきましても既存のデータを活用しながら観測していきたいと思っています。

以上でございます。

○靱井委員長

以上ですか。

○水利整備課長補佐

はい。

○靱井委員長

事務局のほうから以上でよろしいですか。

○事務局（土地改良管理課企画官）

はい。

○靱井委員長

それでは、ただいまの事務局のほうからの説明と委員の先生方の意見が反映された評価結果書ですかね、最終案について何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。資料の2-1が変更前と変更後で両者比較対照できるようになってはいますが、技術検討会の変更後のほうが最終的な資料として残るようなので、何か御質問等ございませんでしょうか。

○靱井委員長

私の方からよろしいでしょうか。新旧対照表の2ページの左上ですね。数字を説明されたときに気づいたんですが、上から2行目、減少率0%（△430世帯）。四捨五入するとゼロなんですけど、こういう資料のときは0と書くんですか。私としては小数点以下を書かれたほうがよいのではないかと思います。下表の中もそうですけど0%と記載されていてゼロと言っている。

人口、世帯数の表の右下のところ、些細なことで申し訳ありませんが、0と書かれているので……。

普通小数点以下は書かないという取決めであれば結構ですけど、これだとちょっと全く変化がないというふうに見えるので、一応減っていますよね。御検討いただいて、もし書かれるのであれば小数点以下まで、小数点一桁にも及ばないのであれば…。一桁にはなりそうな気もするんですが。

○事務局（土地改良管理課企画官）

これは全国的な事後評価様式における記載の方法でございまして、全くない場合はバー線になるんですけども、少なくとも1以下の小数点については0表記という形で統一させてもらってございます。

○靱井委員長

分かりました。慣例であればお任せいたします。ありがとうございます。

○古賀委員

よろしいでしょうか。今の場合、先に世帯数実数を出して、括弧書きで0%という表記はどうでしょうか。実数を先に出すと、何となくイメージしやすいのですが。下のほうでは、表記は先に実数が出ていて増減率が一緒になっている。そういうのが可能だったら、少し何かみっともないと言うと失礼だけれども、分かりづらいところがありまよね。すいません、これはまた併せて検討していただけたらと思います。

○靱井委員長

他にございませんでしょうか。よろしいですかね。よろしいですか。

（「意見なし」）

○靱井委員長

それでは、評価結果については委員の皆様の御了解が得られたということで、この内容で決定したいと思います。よろしく申し上げます。

(2) 九州農政局農業農村整備事業等事後評価技術検討会第三者の意見について

○靱井委員長

それでは、次の議題の2ですね。「九州農政局農業農村整備事業等事後評価技術検討会第三者の意見について」に移ります。

第三者の意見については、前回の技術検討会で、委員の皆様の見解を踏まえまして、私のほうで素案を取りまとめて、その素案を皆様にお示しし取りまとめるということで了解をいただいております。

資料3、技術検討会第三者の意見（委員長素案）について、御意見等ありましたらよろしく願います。資料3でございます。

○古賀委員

言葉のことなんですが、四つほど、もう一緒に申し上げます。

真ん中より下、特に、「稼げる農業」の段落ですが、その三つ下、「地域の賑わい創出」という言葉が使われているんですけど、なかなかやっぱり賑わい創出ということになると、国土交通省系の都市再開発だとか、ああいったイメージ。要するに、大型商業施設を造るとか。なので、ここはやっぱり素朴に「地域の活性化に繋がっている」くらいの表記ではいかがかというふうに思っています。地域の活性化。ちょっとまた御検討ください。

そして、次は、もうその「今後は」のところで幾つか申し上げますが、2行目ですね。「イベント開催」ですけども、「イベント」の前に「交流」イベント。交流。早い話が、交流という観点からのイベントというところでちょっと書き加えたらいいと思います。

その下ですが、実はですね、先ほどレシピを女性部の方が作られているという話ですが、この地区では、やはり国全体が進めている女性の総活躍だとか、ああいったところではちょっと厳しい環境がありますんで、それをやっぱり私たちとしては指摘しておく必要があるのかなと思っています。したがって、文言といたしましては、「今後は」の3行目、下ですね。「関係人口の増加と」……。あ、これ変わりましたね。「関係人口の増加と地域の雇用創出」、その後を点打って、読点を打って、「女性の活躍促進」。「女性の活躍促進に繋がる取組」という三つを入れられたらいいかなと思っています。

私からは以上です。関係人口は既に訂正されておりましたので。

○靱井委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか、今の御提案で。「地域の賑わい創出」を「活性化」にすると。それと「交流イベントの開催」、最後は「女性の活躍促進」の点。

(「意見なし」)

○靱井委員長

今の御提案について、よろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○靱井委員長

じゃ、何かほかにお気づきの点。細かな点でも結構ですが、何かございませんでしょうか……。今回、事業評価が1か所で、これに集中する時間がございましたので、結構長い文章になっております。委員の先生方の御意見を取り入れて、このように仕上げられております。何かこれは削除したほうがいいのかですね、もう少し付け加えて欲しいとか……。

○古賀委員

すいません、全く不勉強なものですから。一番下の「なお、本地区においては」のところですね、ちょっと文言の統一というか、ここでは「硝酸態窒素」という表記になっています。今日配付された1-2では「硝酸性窒素」。これはどちらが適切なんでしょうか。

○靱井委員長

どちらも、環境省もどちらも使われていることがあるんですが、同一の報告書の中では統一したほうが良いと思うので、ちょっと私、その結果書の中にこの言葉が出てきたかどうか、今把握してないんですけども、「硝酸性」なのか「硝酸態」なのか、どちらかに統一すれば、どちらでも通用しますので、今御指摘のように、統一はしていただきたいと思います。

○水利整備課長補佐

はい。一応観測データのほうが「硝酸性窒素」となっておりますので、「硝酸性窒素」に直そうかと思っています。

○古賀委員

はい。分かりました。

○齊藤委員

最後のここも「硝酸性窒素」になるんですけど、いわゆる環境保全型農業、エコファーマーですね、それに取り組んでいる地域でもあり、こういう「地下水の水質保全に、引き続き留意する必要

がある」と。その環境保全型農業をする場合には、ここにも留意をしていきたいというような表現にしたほうがいいと思います。

○靱井委員長

「本地区」の前にそれを入れるんですか。「なお、環境保全型農業を目指す」……。

○齊藤委員

そうですね。「本地区においては、環境保全型農業に取り組んでおり」というような形ですかね。

○靱井委員長

どうでしょうかね。

○古賀委員

その文言を入れるとしたら、「なお」の後ではなくて、その2行下、「農畜産業が盛んな島原半島」の前に。つまり、本地区ではこう、そして島原半島ではどう。だから、これは非常に重要なことですよというつながり。その間にいかがでしょうか。置く場所ですね。置くとしたらですね。

○齊藤委員

「見られないが」のところにとということですね。

○古賀委員

はい。例えば、「基準値の超過は見られないが、環境型農業に取り組む本地区、また、農畜産業が盛んな島原半島全体に係る課題」であると。そういった流れでよかったんでしょうから。ちょっと、もうちょっと文章を練ったほうがいいでしょうけども、置くとしたらそういう文章であり、場所ではいかがでしょうか。そういう意味で通りますかね。

○靱井委員長

はい、分かりました。

○事務局（事業効果係長）

今、修正いただいたところを読ませていただいてよろしいでしょうか。

○靱井委員長

はい、お願いします。

○事務局（事業効果係長）

「特に」の後の部分で意見をいただいていますので、「特に」以降を修正意見として読ませていただきます。

特に、「稼げる農業」の実現により、若手後継者の育成や地区外転出者のUターン、集落内小学校の児童数増加等の波及効果も認められ、地域の活性化に繋がっていることが高く評価できる。

今後は、地域の多様な農産物の直売・加工・料理提供や、石垣、眺望、ヒマワリなど景観資源を活かした交流イベント開催など、関係人口の増加や地域の雇用創出、女性の活躍促進に繋がる取組が望まれる。

なお、本地区においては、地区周辺の地下水の硝酸性窒素について基準値の超過は見られないが、環境型農業に取り組む本地区と農畜産業が盛んな島原半島全体に係る課題である地下水の水質保全に引き続き留意する必要がある。

○古賀委員

ごめんなさい。環境保全型農業。保全を。上と一緒にしょ。

○事務局（事業効果係長）

失礼しました。「環境保全型農業」でした。失礼しました。

○靱井委員長

ありがとうございました。

特にほかにございませんでしょうか。

○豊委員

ちょっと気になっているところは、3行目なんですけれども、この「農作業の大幅な効率化と省力化」とあるんですけれども、ここの「農作業」のところは「営農」とかそういう言葉にして、「営農の大幅な効率化と」、その次に「農作業の省力化」とかいうふうにしたほうがいいような気がしました。農作業の効率化と農作業の省力化は、意味としては重なっているようなところもあるのかなと思いましたので、「営農の大幅な効率化と農作業の省力化」とすると、それぞれ少し違ってきますので、どちらもあると思いました。

○靱井委員長

よろしいですか。「営農の大幅な効率化と農作業の省力化」で決めてよろしいですか。

(「異議なし」)

○**靱井委員長**

何かほかにございませんでしょうか。

(「意見なし」)

○**靱井委員長**

それでは、ちょっと事務局のほうから、もう1回最初の文から読み上げていただいて、よければ了承を得たいと思います。

○**事務局（事業効果係長）**

全て読み上げてよろしいでしょうか。

○**靱井委員長**

はい。よろしくお願いします。

○**事務局（事業効果係長）**

それでは、修正案を読み上げます。

事業において、地域の特色ある景観を生み出している段々畑の石垣を活かしつつ、区画整理や耕作道路及び畑地かんがい施設の整備がなされ、営農の大幅な効率化と農作業の省力化が図られるとともに、共同育苗等の取組も相まって、雲仙ブランド「八斗木白葱」の生産拡大と品質向上が図られている。

加えて、白葱の輪作作物として、ニンジン等の高収益作物が新たに導入され、生産が飛躍的に拡大し農家所得が向上するなど、効果の発現が顕著である。

また、輪作や土づくりによる連作障害の未然防止・抑制、減化学肥料など環境保全型農業（長崎県エコファーマー認定）等にも取り組まれており、持続的な白葱栽培と経営の安定化の取組が評価される。

特に、「稼げる農業」の実現により、若手後継者の育成や地区外転出者のUターン、集落内小学校の児童数増加等の波及効果も認められ、地域の活性化に繋がっていることが高く評価できる。

今後は、地域の多様な農産物の直売・加工・料理提供や、石垣、眺望、ヒマワリなど景観資源を活かした交流イベント開催など、関係人口の増加や地域の雇用創出、女性の活躍促進に繋がる取組が望まれる。

なお、本地区においては、地区周辺の地下水の硝酸性窒素について基準値の超過は見られないが、

環境保全型農業に取り組む本地区と農畜産業が盛んな島原半島全体に係る課題である地下水の水質保全に引き続き留意する必要がある。

○靱井委員長

ありがとうございます。

では、今のでよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○靱井委員長

ありがとうございます。それでは、委員の方の了解が得られたということで、こちらの内容で決定したいと思います。

それでは、第三者の意見については以上のおりとなります。

これで本日の議題は全て終了となりますので、進行を事務局にお返しします。委員の皆様、本当にありがとうございました。

【 閉 会 】

○土地改良管理課長

そうしましたら、委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、事務局のほうで、作成次第、改めて委員の皆様方に御確認いただきまして、その上で公表させていただきます。委員の皆様方にはですね、大変お手数をおかけしますが、よろしく願います。

それでは、最後になりますが、技術検討会の閉会に当たりまして、松本地方参事官のほうから一言御礼の挨拶を申し上げます。

○地方参事官

委員の皆様方におかれましては、本日、八斗木地区の事後評価結果につきまして貴重な御意見、御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日取りまとめていただきました御意見につきましては、事後評価地区別結果書の第三者の意見の欄に記載いたしまして、今月末までに本省へ報告いたします。その後、省内の手続を経まして、3月末に農林水産省のホームページで公表されることになっています。農政局におきましても、本省公表と同時にホームページで公表させていただきたいと考えております。

令和5年度の技術検討会は本日をもちまして終了となりますが、令和6年度の上半期には、国営事業2地区の事後評価が控えてございます。引き続き御協力を賜りたいと考えていますので、よろ

しくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、閉会に当たりまして挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。